

令和6年度  
第4回  
徳島地方最低賃金審議会

日 時 令和6年8月21日（水）  
午後4時00分～

場 所 徳島地方合同庁舎6階会議室  
徳島市徳島町城内6-6

徳 島 労 働 局



# 次 第

- 1 徳島県最低賃金改正審議について
- 2 特定最低賃金改正の必要性に係る各専門部会報告、答申及び金額改正諮問について
- 3 その他

<メモ>

# 資 料 目 次

資料番号・資料名	頁
1 特定最低賃金専門部会委員名簿	1
2-1 令和6年度最低賃金審議日程	3
-2 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表	5
3-1 業務改善助成金 広報	7
-2 最低賃金引上げの支援策（リーフレット）	8

令和6年度徳島地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿  
(50音字順)

徳島労働局

区分	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	
	氏名	現職	氏名	現職
公益代表	○ はしむら りょう 端村 亮	弁護士	いなくら のりこ 稲倉 典子	四国大学経営情報学部 准教授
	◎ むや よしたか 撫養 佳孝	一般社団法人徳島新聞社 論説委員	○ だんの さとこ 段野 聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部 教授
	よねざわ かずみ 米澤 和美	徳島県社会保険労務士会 顧問	◎ はしむら りょう 端村 亮	弁護士
労働者代表	かわぐち せいじ 川口 誠二	日本労働組合総連合会徳島県連合会 事務局長	きど けいいちろう 木戸 敬一朗	大真空労働組合 徳島支部 副支部長
	つじ やすはる 辻 康晴	JAMジェイテクトシーリングテクノ労働組合 執行委員長	やとう としひろ 矢藤 寿浩	PHC労働組合徳島地区 地区執行委員長
	ほうの やすひと 坊野 靖仁	ジェイテクト労働組合徳島支部 支部長	よこい まい 横井 麻衣	パナソニックエナジー労働組合 あわ支部書記長
使用者代表	あまの た えこ 天野 多栄子	有限会社天野鉄工所 取締役	くめ ともゆき 久米 智之	株式会社NDK 代表取締役
	もり まこと 森 誠	四国化工機株式会社 経営管理本部総務部長	こうのいけ よしかつ 鴻池 義勝	山菱電機株式会社 管理グループ課長
	わたなべ としえ 渡辺 敏江	西精工株式会社 総務部総務課労務係 主任	ごとう かんじ 五島 寛治	有限会社ファイブセキュリティシステム 代表取締役
任命年月日	令和6年7月30日			

備考:◎部会長 ○部会長代理



## 令和6年度 最低賃金審議日程

日付		本審	本審以外	特定最賃	公示等	備考
1月					特定最低賃金、適用事業者数、労働者数確定	
3月				特定最低賃金改正の意向表明受付		
5月			公益委員会議(公益委員の役割検討、検討事項確認)			
6月			第1回あり方検討小委員会審議方法、実地視察検討	特定最低賃金改正の申出書受付		6/25 中賃諮問
7/5	金	第1回本審 県最賃諮問、特定最賃必要性諮問			専門委員推薦公示、意見聴取の公示、特定最賃専門部会推薦公示	
7/24	水		実地視察(県最賃事業場)			
						7/25 中賃目安 答申
8/1	木	第2回本審 目安答申伝達、意見	第1回県最賃専門部会金額審議			
8/2	金		第2回県最賃専門部会金額審議、部会報告			
8/9	金	第3回本審	第3回県最賃専門部会金額審議			
8/21	水	第4回本審 県最賃答申、特賃必要性答申、特賃金額改正諮問	第4回県最賃専門部会金額審議、部会報告	第1回特定最賃合同専門部会必要性審議、答申、審議日程調整	特定最賃 意見聴取の公示	
9/5	木				異議申出締切日	
9/11	水	第5回本審 異議審議				
9/24	火				県最賃 官報公示	
					9月～10月 第2～4回 特定最賃 専門部会 金額審議、 答申	
10月					特定最賃 要旨公示(異議)	
10月					特定最賃 異議申出締切日	
10/24	木				県最賃 発効予定日	
11月					特定最賃 官報公示	
12月		第6回本審		第2回特定最賃合同専門部会		
12/21	土				特定最賃 発効予定日	





## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。  
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(木)		8月16日(金)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月1日(日)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月2日(月)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月21日(日)発効とするためには、10月22日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月18日(水)		10月3日(木)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月28日(月)		11月27日(水)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月1日(火)		10月16日(水)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		11月1日(金)		12月1日(日)
10月4日(金)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月13日(水)		12月13日(金)
10月15日(火)		10月30日(水)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月21日(木)		12月21日(土)

最低賃金改正前  
の申請が  
おすすめです!

## 業務改善助成金のご案内

賃金引き上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう!

事業場毎に対象

コース区分により    助成率：最大 9割    助成上限額：最大 600万円

「業務改善助成金」は、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」を30円以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

**事業場内最低賃金の引き上げ**

+

**設備投資等**  
機械設備購入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計量の承認と実施

**業務改善助成金を支給**  
(最大600万円)

対象事業者・申請の単位

- ◎中小企業・小規模事業者であること
- ◎事業場内最低賃金と徳島県最低賃金の差額が50円以内であること【参考】徳島県最低賃金896円(令和6年8月現在)  
徳島県の場合、事業場内最低賃金が896円～946円が対象
- ◎解雇、賃金引下げなど不交付事由がないこと
- ◎令和6年度中に可能な申請回数は1回まで

工場A

事業場B

別々に申請

申請期限:令和6年12月27日

事業の完了期限(令和7年1月31日)がございます。

業務改善助成金 問い合わせ

最低賃金特設サイト 検索

【制度のお問い合わせ先】  
設備投資等により生産性向上を行う予定がある場合、まずは、業務改善助成金コールセンターまでご連絡ください。

フリーダイヤル: **0120-366-440** (受付時間 平日9:00～17:15)

【ワンストップ相談窓口】 徳島働き方改革推進支援センター    フリーダイヤル **0120-967-951** (受付時間 平日9:00～17:00)

# 最低賃金引上げの支援策

～最低賃金改定前の申請をご検討ください～

## 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。  
中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

### 活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

### 活用のポイント

#### 賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・中小企業が利用できる
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・設備投資等は、交付決定を受けた後

## キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。  
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合

5万円

5%以上増額改定した場合

6万5,000円

1人当たりの助成額（大企業の場合は2/3）  
1事業所あたりの上限は100人分

### 活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

### 活用のポイント

#### 賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金

検索

